

岩手県企業局管理規程第13号

企業局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達也

企業局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、企業局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(歴史公文書の保存、利用、廃棄等)

第2条 企業局長が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、この規程に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第50号）の規定の例による。

(電磁的記録の利用の方法)

第3条 条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	利用の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、公文書センター（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する公文書センターをいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、企業局長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(費用負担の額)

第4条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1枚につき	10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー 1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第4条関係）

方法	区分	金額
複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なも	1枚につき80円

	のであって、700メガバイトのものに限る。 ）に複製した複製物	
	2 1に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1枚につき10円（両面に複写した場合には、20円） カラー 1枚につき40円（両面に複写した場合には、80円）
	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額